

コモロ連邦イスラム共和国憲法

西修

コモロ連邦イスラム共和国は、アフリカ大陸とマダガスカル島の中間のインド洋上に位置している。人口は約二三万人程度で、大部分アフリカ系黒人、アラブ人、インド人などの混交による子孫から成る。

この島が世界的に知られるようになつたのは、一六世紀初期にポルトガル人の航海士により発見され、同国の地図に表われるようになつてからのことである。グランド・コモロ、アンジュアン、マヨットおよびモヘリの四島から成り、一八四一年にはマヨット島が、一八八六年には他の三島がフランス領となつた。

一九七〇年代に入つて、フランスからの独立運動が激しくなり、七二一年にはコモロ議会が独立を決議、七四年一二月には国民投票が実施され、九五パーセントの住民が独立を支持した（ただしマヨット島では六五パーセント）。このようなことを背景にフランス議会は、七五年六月、マヨット島を除く三島の独立を承認したが、コモロは全島の独立を主張し、アブダラ政権は、同年七月六日、一方的に独立を宣言した。その後、フランスとの関係が悪化し、コモロ国内の治安も乱れた。

一九七五年一二月二一日に同国はじめての憲法が公布された（この憲法については、後掲の七八年憲法とともに、浦野起

央、西修編「アジア・アフリカ国際関係政治社会史」第七巻「憲法資料・アフリカI」に所収)。その後、七六年一月には、七五年のクーデタで政権を奪つたソイリが大統領に選任、七八年五月には再びクーデタによりアブダラが政権が奪還するという具合で日まぐるしい変転があつたが、アブダラ政権のもと、七八年一〇月に制定されたのが以下の新憲法である。

この新憲法の主要な特色として、第一にイスラム教を国教として明記した」と(前文)、第二に五条で典型的にみられるように、それぞれの島の自治を十分に尊重しつつ、連邦としての統一性にも意が用いられてゐる」と、そして第三に憲法制度の正常な機能が少なくとも一一の島において中断された場合に、共和国大統領に対し状況が要求する例外的な措置をとる権能を与えて いるように、大統領の権限強化がはかられていゐ」となどを指摘できよう。

なお以下の憲法の翻訳は、Blaustein & Flanz の Constitutions of the Countries of the World, issued June, 1979 所収の仏文および英文によつた。

コモロ連邦イスラム共和国憲法

前 文

一九七八年一〇月一日国民投票承認

コモロ人民は、国教であるイスラム教を信仰し、国家とその機関を統合する原則並びに諸規則を恒久的に尊重する意思を厳粛に宣言する。

コモロ人民は、国際連合憲章及びアフリカ統一機構憲章によつて定められている諸原則を尊重することを確言する。

国際連合の世界人権宣言を受けて、コモロ人民は、次のことを宣言し、かつ保障するものである。

- 性別、門地、種族、信仰又は信念による差別のない、すべての市民の権利と義務の平等、
- 他人を害するような行為を行わないことを唯一の条件として、個人の自由と安全、
- 法規を守ることを条件として移動と居住の自由、
- 共和国の法律を尊重するという範囲内で、表現、集会、結社及び労働組合の自由、
- すべての児童が、両親及び両親によって選ばれた教師によって教育と訓練を受ける権利、
- 青年が、国家及びに集団によつて道徳的な退廃とあらゆる形態の搾取から保護される権利、
- 道徳と公共の秩序を尊重することを唯一の条件として、思想、良心、宗教的実践の自由、
- 共和国の法律によつて規定されている条件に基づき、居住の不可侵性、
- 法律に従い、かつ正当な事前の補償を条件として確認される公的な必要のある場合を除き、私有財産の不可侵性、
- コモロ当局によつて定められ、又は承認された計画に割り当てる資本と投資の安全、
- 関係法律の範囲内での罷業権、
- 裁判所におけるすべての市民の平等及び審理に際し弁護を受ける権利、
- 裁判官の独立。

第一部 総 則

第一条 コモロ諸島は、連邦イスラム共和国を構成する。

その主島のそれぞれは、その選出された代表者を通じて、憲法によつて連邦諸機関に帰属されていない諸問題を、自由に審議する。

第二条 国旗は、緑色の旗で、中央に白色の三カ月と四つの星の模様が配される。

国歌は、「ウジマ・ワ・マシワ」とする。

共和国の標語は、「統一、正義及び進歩」とする。

公用語は、フランス語及びアラビア語とする。

第三条 それぞれの島の固有性を尊重しつつ、法の前の市民の平等は、門地、種族、宗教又は信条の差別なく、保障されるものとする。

第四条 主権は、人民に属し、人民は、それぞれの島及び全体としての共和国において、その選出した代表者を通じて、かつ国民投票という方法を通じて、その主権行使するものとする。それぞれの集団又は個人は、その主権の行使を僭取することはできない。

法律によつて定められた条件に基づき、選挙は、平等かつ秘密の普通選挙とする。選挙は、直接又は間接とする。少なくとも一八歳に達し、市民的、政治的権利を享有しているすべての男女のコモロ市民は、法律の定める条件の下で、選挙権を有する。

政党及び政治集団は、投票の表明に協力するものとする。政党及び政治集団は、民族主権、民主主義及び領土保全

を尊重するという範囲内で、自由に結成され、かつ活動を行うものとする。連邦法によつて、政党及び政治集団の数を定めることができる。

第二部 島の諸制度

第五条 共和国の統一を十分に尊重しつつ、それぞれの島は、自治的領土を構成し、自由に自治管理し、その機関は、知事と評議会とする。

コンニューンは、基礎的な領土集団である。コンニューンの名簿は島の法律によつて定められる。一〇〇人以下の住民の集団は、コンニューンを形成することができない。

その他のあらゆる公的集団の範疇は、連邦法によつて創設されるものとする。

これらの集団は、選出された評議会により、かつ連邦法によつて規定されている条件に基づき、自由に統治されるものとする。

第六条 それぞれの島は、五年に一回直接選挙で選出される知事の権限下に置かれるものとする。

投票は、単記投票とする。島知事は、全投票数の過半数をもつて選出されるものとする。第一回の投票で過半数が得られなかつた場合には、八日以内に、第二回目の投票を行うものとする。その第二回目の投票においては、相当程度の票数を得た候補者の辞退があれば、その後に、第一回目の投票で最多数の票を獲得した、一人の候補者だけで競うことができるものとする。

知事の職が、空席か又は共和国大統領の付託に基づき、最高裁判所の成員の過半数によつて確定された決定的な障

害のある場合には、島知事の職務は、一時的に、島評議会議長によつて行使されるものとする。新知事の選挙は空席が始まつてから二〇日ないし四〇日以内に行われるものとする。

知事は、その職務に就く前に、その諸制度を守り、その付託されている職務を忠実に果たすことを宣誓する。知事の職務は、選挙によつて選ばれる他のいかなる職務、又は公的役務、及び公的又は私的な職業活動の遂行とは両立しないものとする。

第七条 知事は、島の中で、連邦公務に関する措置を除いて、連邦法の施行を確保するものとする。

知事は、本憲法第三六条に規定された期間が満了してから一ヶ月以内に島の法律を公布し、その施行を保障するものとする。

知事は、憲法によつて連邦段階の問題として留保されている以外の事案において規則制定権を行使する。

知事は、島の行政を監督し、島の警察力を統制し、共和国大統領に、連邦警察及び軍隊の介入を要請することができるものとする。

裁判官及び公務員に適用しうる規定を留保して、知事は、島の公務員を任命するものとする。

知事は、島の自治集団の信託統治を確保するものとする。

第八条 知事は、自ら任命する委員の補佐を受けるものとする。その数は四人以内とする。

委員は、知事の管理のもとで、かつ各委員に委託された権限の範囲内で、島の行政の全部又は一部の監督を確保するものとする。

知事は、知事の不在又は一時的な障害の場合に、知事の職務を代行するものとして委員の一人を任命するものとす

る。

委員は、個人的には島知事に対して、また連帶として評議会に対して責任を負うものとする。

委員は、島の評議会が、その評議会を構成する議員の三分の一以上の多数をもつて不信任動議を採決することによってその責任を追及した場合に、総辞職するものとする。

第九条 島知事の提議に基づき、かつ最高裁判所の諮問を受けた後、共和国大統領は、知事評議会において、島の審議機関の一つの解散を命じることができる。

第一〇条 連邦公務の監督を島の中で確保するために、知事に諮問した後に、共和国大統領によって任命された公務員が、知事の側に派遣されるものとする。

これらの公務員は、その任務について、知事に対して及び知事の要請に応じて島の評議会に対して、定期的に報告を行うものとする。

第一一条 予算の財源及び支出については、各島の法律で定められるものとする。

この財源は特に次のものから成る。

- 島の予算のために、島の中で徴収される直接税からの収入、
- 共和国全体の中で徴収された間接税からの収入の割り当て、
- 島に割り当てられた対外資金、

- 個々の島への割り当てではなく、共和国に属している対外資金の一部。

直接税は、島の予算のために、徴収されるものとする。税の割り当て、島の予算のた

めに徴収される直接税の取り立て方法及び共同体がその税収を受けとることのできる条件は、島の法律で定められるものとする。

連邦法は、間接税の割り当て、税率及び徴収様式を定めるものとする。連邦法は、間接税収の中、連邦予算に割り当たられる部分として四〇ないし六〇パーセントを定めるものとする。連邦法は、いかなる島もその残余の一〇分の一以上を受け取らないようにして、それぞれの人口に比例して各島に残余の税収を分与するものとする。

対外資金は、共和国のみが受理できるものとする。その受理は、一つ又はそれ以上の特定の島のための割り当てを規定することができるものとする。

赤字が予想される場合には、島の予算は、連邦議会による承認を受けなければならぬ。

第一二条 島の評議会は、四年ごとに、直接選挙によつて選出されるものとする。

それぞれの選挙区において、選挙人は、一人の議員を選出するものとする。選挙区は、連邦法によつて定められるものとし、選挙区の数は、それぞれの島ごとに、一〇以上、三五以下とする。このような条件のもとで、それぞれの選挙区は、住民四〇〇〇人ないし八〇〇〇人から成るものとする。選挙区を決定する法律は、島評議会の決定に従つてのみ、連邦評議会によつて修正されることができるものとする。

投票は、単記投票制とする。その投票方法は、本憲法第六条によつて規定されているものと同様とする。

評議員の職務は、無報酬とする。評議員は、それぞれの会期ごとに、島の予算に帰せらるべき手当を受けとることができる。その最高金額は、連邦法によつて定められるものとする。

評議員は、評議会の会期中、訴追され、捜査され、逮捕され、又は裁判を受けたりすることはないものとする。評

議員は、会期中以外にも、現行犯の場合を除いて、評議会の許可を受けないで、訴追され、捜査され、逮捕され、又は裁判を受けたりすることはないものとする。

いかなる評議員も、その職務の遂行中に行つた発言又は投票に際して、訴追され、捜査され、又は逮捕され、拘留され、裁判を受けたりすることはないものとする。

第一三條 島評議会は、知事の召集に基づいて、三月と一二月に開催される。知事は同様にして、臨時会議を召集することができる。知事は、共和国大統領の要請があつた場合、又は評議会を構成する評議員の過半数の要請があつた場合には、所定の議事日程を処理するため義務として議会を召集しなければならない。会期の期間は、一五日間を超えないものとする。

島評議会は、その議長と理事部を選出する。評議会は、その内部規則を採択する。

島評議会は、本憲法に基づき、連邦段階のものとして留保されている事項を除いて、あらゆる事項について法律を議決するものとする。

島の法律の提出権及び修正権は、島の知事及び評議会議員の双方に同時に帰属するものとする。

島評議会は、次のことについて諮詢されなければならない。

——慣習法の法典化、

——島の予算に帰属する数年間の経済的、文化的及び社会的発展計画の準備と実施、

——島の中に存在している連邦公共領域の譲渡。

第三部 連邦諸機関

第一四条 共和国の連邦諸機関は次のものとする。

- 共和国大統領及び共和国政府、
- 連邦議会、
- 最高裁判所。

第一章 共和国大統領及び共和国政府

第一五条 共和国大統領は、憲法の尊重を確保する。

共和国大統領は、公機関の規則的な機能及び国家の持続性を確保するものとする。

共和国大統領は、民族的独立、共和国の統一性、諸島の自治、領土の保全、及び国際協約の尊重の擁護者であるものとする。

共和国大統領は、連邦の法律を、憲法第三六条で規定された期間が満了となる一ヶ月以内に公布するものとする。

共和国大統領は、この期間が満了する前に、その法律又はその中のいくつかの条項について、共和国議会に、再審議を要求することができるものとする。この再審議は、拒否することができないものとする。

共和国大統領は、連邦機関による法律の施行を確保するものとする。

共和国大統領は、憲法が大統領に付与している権限を行使するために規則を制定する権限を有しているものとする。

共和国大統領は、連邦の行政を監督する。

共和国大統領は、軍隊と連邦警察の最高の長である。

共和国大統領は、共和国の文官及び軍人を任命する。

共和国大統領は、共和国の外交政策を指導する。共和国大統領は、条約を交渉し、かつ批准する。共和国大統領は、共和国又は一つもしくはそれ以上の島に関する国際協定を交渉する。

講和条約、通商条約、国際組織に関する条約又は協定、憲法が連邦法に委ねている領域に関する条約又は協定は、法律によらなければ、批准又は承認されないものとする

法律に従つて批准又は承認された条約又は協定は、それぞれの協定又は条約について、相手国によるその適用を留保して、法律の権威よりも高い権威を有するものとする。

共和国大統領は、諸外国及び国際組織に対する大使、臨時特使及び代表を信任する。外国及び国際組織からの大使、臨時特使及び代表は、共和国大統領に対しても、信任を受けて派遣されるものとする。

共和国大統領は、共和国の勅章を授与する。

共和国大統領は、特赦を与える権利を有する。

第一六条 共和国大統領は、六年ごとに直接選挙で選出されるものとする。大統領は一回のみ、再選されることができる。

候補者は、少なくとも四〇才以上で、市民権及び政治的権利を有している者でなければならない。それぞれの候補者は、島ごとに、五人の被選挙人の署名によつて支持されなければならない。

投票は、単記投票とする。その投票方法は、憲法第六条が規定している方法と同様とする。

共和国大統領は、その職務に就く前に、諸制度を護持し、その職務を忠実に果たすことを誓約する。

共和国大統領の職務は、他のあらゆる選挙による職務又はあらゆる公的職業、及び一切の公的又は私的な職業活動の遂行と両立することができないものとする。

第一七条 共和国大統領は、首相を任免する。

首相は、共和国大統領によって委託された権利を行使するために規則を制定する権限を有しているものとする。首相は、この権限を代理させることはできないものとする。

首相の提議に基づいて、共和国大統領は、最高九人までその他の大臣を任命する。共和国大統領は、同様に、これらの大臣の職を終了させる。

首相又は大臣の職務は、あらゆる選挙による職務及び一切の公的又は私的な職業活動の遂行と両立することができないものとする。

第一八条 共和国大統領は、政府評議会を主宰するものとする。

共和国大統領は、諸島の知事に、その政府評議会の議席に就くよう必要と要請することができる。但し、知事は投票に参加することはできない。

第一九条 共和国大統領の統制のもとで、共和国大統領がそのそれに委託した権限の範囲内で、首相及び大臣は、共和国大統領によつて決定された政策を施行し、連邦行政の全部又は一部を指導するものとする。首相及び大臣は、自らに委託された権限を他人に代理させることができるものとする。首相及び大臣は、島の諸活動の調整を確

保するものとする。

首相及び大臣は、個人として共和国大統領に対し、かつ連帶して連邦議会に対して責任を負うものとする。

首相及び大臣は、議員の少なくとも四分の一によつて提出され、議会を構成する議員の過半数によつて表決された不信任動議の採決によつて、連邦議会が、その責任を問題にした場合に、集団として辞職するものとする。

第二〇条 共和国大統領の命令は、首相及びその命令の遂行に責任を負う大臣によつて副署されるものとする。
第二一条 共和国大統領は、不在又は一時的な障害の場合に、首相によつて代行されるものとする。首相自身もまた不在又は障害がある場合には、共和国大統領は、大統領自身によつて指定された大臣によつて代行されるものとする。

共和国憲法又は共和国の基本方針を変更するようないかなる措置も、当該期間中には講じることができないものとする。

第二二条 共和国大統領の不在、又は政府による提起を受け、最高裁判所の成員の過半数によつて判定された決定的な障害のある場合には、共和国大統領の職務は、一時的に連邦議會議長によつて遂行されるものとする。新大統領選挙のための投票は、最高裁判所によつて認定された不可抗力の場合を除いては、不在の開始又は決定的な障害の宣告から、二〇日ないし四〇日後に行われるものとする。

臨時大統領は、審議機関の解散を命じることはできないものとし、憲法又は共和国の基本方針を変更するような性質のいかなる措置も、新大統領が職務に就くまでは講じられないものとする。

第二三条 共和国大統領は、首相、連邦議會議長及び最高裁判所長官に諮詢した後、連邦議会の解散を宣言するこ

とができる。

新たな選挙は、最高裁判所によって認定された不可抗力の場合を除いては、解散の日から、一〇日ないし四〇日後に行われるものとする。

連邦議会は、選挙の後の第二金曜日に、当然に召集されるものとする。この会議が、通常会期として定められている期間外で行われるときは、会期は、一五日の期間にわたって開催されるものとする。

当該選挙後一二カ月以内には、新たな解散は行われないものとする。

第二十四条 憲法上の制度、民族の独立、領土の保全又は国際協約の遂行が、著しくかつ緊急に脅かされ、憲法制度の正常な機能が、少なくとも二つの島において中断された場合には、共和国大統領は、首相、連邦議会議長及び最高裁判所長官に公式に諮詢した後、状況が要求する例外的措置をとるものとする。

これらの措置の目的は、できる限り早急に、憲法の諸機関に、その任務を遂行する手段を確保せるものでなければならぬ。

共和国大統領は、教書によって、その旨を国民に知らせるものとする。

連邦議会は、当然に召集されるものとする。連邦議会は、例外的な権限が行使されている期間中は、解散されることはできないものとする。連邦議会は、議会を構成する議員の三分の一以上の多数をもってこの例外的な権限を終結させることができるものとする。

第二十五条 連邦議会は、五年ごとに、直接選挙で選出されるものとする。

それぞれの選挙区において、選挙人は、一人の議員を選出するものとする。選挙区は連邦法によって定められるものとし、その選挙区の数は、各島ごとに、五区以下であつてはならないものとする。このような条件のもとで、それぞれの選挙区は、六〇〇〇人ないし一一、〇〇〇人の住民から成るものとする。選挙区を定める法律は、関係している一つ又は複数の島の評議会の決定に従つてのみ、連邦議会によつて修正することができるものとする。

投票は無記名とする。投票方法は、本憲法の第六条に規定されているものと同様とする。

議員に付与される歳費及び手当については、連邦法で定めるものとする。

いかなる議員も、会期中に訴追され、告発され、逮捕され、又は裁判を受けたりすることはないものとする。会期期間外においても、議員は現行犯の場合を除いて連邦議会の承認を受けない限り、訴追され、告発され、逮捕され、又は裁判を受けたりすることはないものとする。

いかなる議員も、その職務の遂行中に行つた発言又は投票に際して、訴追され、捜査され、逮捕され、拘留され、又は裁判を受けたりすることはないものとする。

第二十六条 連邦議會議長は、立法期間の期間中職務を遂行するためその期間の冒頭に選出されるものとする。

連邦議会は、特にその理事部の構成及び選挙方法を決定する内部規則を定めるものとする。

第二十七条 連邦議会は、毎年政府の召集に基づいて、二回の通常会期を開催する。

第一回の会期は、四月一日から三〇日の間に開かれ、第二回の会期は、一〇月一日から三一日の間に開かれるものとする。二回の会期のそれぞれの期間は、四五日間を超えることはないものとする。会期は、政府評議会の政令によ

つて開会され及び閉会されるものとする。

連邦議会は、共和国大統領の発議、又は連邦議会を構成する議員の過半数の要請に応じて、同様に所定の議事日程に基づいて、臨時会期を召集することができるものとする。議会が、そのために召集を受けた議事日程を終了した場合、又はその召集の日から数えて一四日後に、閉会されるものとする。

第二八条 連邦法の発案権及び修正権は、共和国大統領と連邦議會議員の双方に同時に属するものとする。

法律案は、政府評議会において審議されるものとする。

議員による法律の提案及び修正は、その採択が、公共財源の消滅、又は公共支出の創出と増大を結果としてもたらすような場合には、受理されないものとする。

法律の提案もしくは修正案が、連邦法の規定に属していないか、又は前記の規定に従つて受理されないと思われる場合には、共和国大統領は、それを受理しない旨宣言することができるものとする。連邦議會議長との間で不一致があつた場合には、そのいずれか一方の要請に応じて、最高裁判所は、八日以内に決定を下すものとする。

ある連邦法の規定について、その採択から四日以内に、一つの島の議員の過半数によつて異議申し立てがなされた場合には、当該規定は、再審議の対象となるものとする。この再審議の後に、立法議会が、その当該の島の議員の過半数の票を獲得しないままに、その規定を採択した場合には、共和国大統領は、その規定の公布を拒否することができるものとする。

第二九条 連邦議会は、連邦法を議決する。

第三〇条 連邦法は、次のことに関する規則を定めるものとする。

- 連邦の憲法上の諸制度、
- 共和国大統領及び連邦議会議員の選挙方法、
- 連邦裁判権、
- 国防、
- 郵便及び電信、
- 対外及び島間の運輸、
- 連邦公共施設、国有会社、及び共和国が参加している混合経済会社、
- 裁判官、軍人、及び公務員の一般的規約、
- 国籍、
- 移民、
- 民法、民事訴訟、
- 刑法、刑事訴訟、恩赦、
- 通貨、信用、
- 国庫通商権及び対外貿易に適用される規則、
- 労働権、その中には、組合権及び罷業権の法制化も含まれる、
- 共和国全体で徴収される間接税の割り当て、税率及び徴収方法、
- 共和国のその他の財源、

- 毎年、財政法によつて決定されなければならない予算、
- この予算に基づく、経済的、文化的及び社会的発展の数年度の計画、
- 連邦議会によつて承認されなければならない共和国及び領土集合体の会計、
- 共通の利益の投資、
- 共和国又は領土集合体の利益の中からの徴収、
- 民族資産と森林を含む環境の保護、但し、島の法律は、これらの問題に関する連邦立法を強化することができるものとする、
- 教育の組織化と公的認可制度、
- 保健衛生の組織化、但し、島の法律は、この組織化を補充することができます、
- 情報の組織化、
- 公用語の使用労働語、及び教育語の選択、
- 連邦公共役務の組織化の一般的規則、
- 本憲法の他の条文によつて、又は同一の条件において、少なくとも三つの島の評議会によつて、連邦議会に帰属せしめられている事項、
- 財政法が、遅くともその年の一月一日までに議決されていない場合には、共和国大統領は、法案の提出から一ヵ月後に、税金を徴収し、政府に勧告して、前年の実際の歳入及び歳出に基づいて、政令によつて年間の臨時予算を組むことが認められるものとする。

第三一条 連邦法は、布告されると直ちに、群島の島全体に対して画一的に適用されるものとする。

第三章 最高裁判所

第三二条 最高裁判所は、次の者によつて構成される。

- 共和国大統領によつて選出された二名の成員、
- 連邦議会によつて選出された二名の成員、
- それぞれの島の評議会によつて選出された二名の成員、
- 元共和国大統領。

共和国大統領によつて選出される成員は、大統領がその職務に就くと直ちに任命される。連邦議会及び島の評議会によつて選出される成員は、そのそれぞれの第一回の召集後直ち任命される。不在又は決定的な障害のある場合には、一ヶ月以内に、新しい任命が行われるものとする。

最高裁判所の成員は、その能力、尊厳及び法律についての見識を理由として選任されるものとする。各成員は、その職務に就く前に、憎悪や感情をまじえずに、正義と公正のみを考慮してその任務を遂行することを誓約するものとする。

第三三条 最高裁判所は、憲法評議会又は司法高等法院の資格を有するものとする。

第三四条 連邦議会の更新のたびごとに最高裁判所の成員は、その成員の中から長官を選出し、成員以外から、必要な場合、司法高等法院の資格を有している裁判所に対して訴追を行う検察官を任命する。検察官は、任命されれば

直ちに、憎悪や感情をまじえずに、正義と公正のみを考慮して行動することを誓約するものとする。

最高裁判所は、規則によつて、その組織と運営方法を定めるものとする。

第三十五条 憲法評議会は、共和国大統領の選挙が適正な方法で行われることを監視するものとする。法律によつて定められている条件に従つて、憲法評議会は、違反を審査し、その結果を公表するものとする。

憲法評議会は、異議申し立ての場合に、連邦議會議員の選挙の合法性について、並びに、島の知事及び評議員の選挙の合法性について決定を下すものとする。

第三十六条 憲法評議会は、異議申し立てがなされた場合に、法律の合憲性及び規則の合憲性と合法性について決定を下すものとする。

共和国大統領、連邦議會議長、島の知事、島の評議會議長及び憲法評議会は、連邦法案及び島の法律案又は採択された法律及び規則についての通知を受けるものとする。

法律案は、このような通知の一ヶ月後でなければ、審議することはできないものとする。その法律案を審議する議会又は評議会は、法律案についてなされた発言を知らざるものとする。

共和国大統領、連邦議會議長、島の知事及び島の評議會議長は、法律案及び採択された法律及び規則を憲法評議会に付託することができるものとする。憲法評議会は、この条項を受理してから八日以内に、その審議を行わなければならぬ。憲法評議会は、同じく八日以内に決定を下さなければならない。

法律は、その採択から少なくとも一ヶ月後でなければ公布されず、又は憲法評議会が審議している場合には、評議会が決定を下さない限り、公布されないものとする。同様の方法が、規則の公布の場合にも適用されるものとする。

緊急の場合には、法律案、法律の公布及び規則の公示のための一ヶ月という期間は、共和国大統領の決定によつて、八日間に短縮されるものとする。財政法の議決と公布は、常に、緊急の場合と見做されるものとする。

以上の規定は、条約の批准又は国際協約の承認を認可する法律に適用されるものとする。

違憲又は違法であると宣告された規定は、公布、公示又は施行することができないものとする。

憲法評議会の決定は、いかなる異議も受けないものとする。

第三七条 憲法評議会は、共和国大統領、連邦議會議長、島の知事、島の評議會議長によつて、ある規定の合憲性、合法性について意見を求められることができるものとする。

第三八条 司法高等法院の立場に立つ最高裁判所は、任務を遂行する過程で大逆を犯した件で告発された共和国大統領の罪状について、また、任務の遂行の過程で犯罪及び違反を犯した件で告発された首相、大臣、島の知事の罪状について決定を下すものとする

第三九条 共和国大統領、首相及び大臣は、連邦議会によつてのみ告発されるものとする。

島の知事は、その島の評議会によつてのみ告発されるものとする。

連邦議会及び島の評議会の議員は、必要に応じて、予審又は判決に参加することを求められるが、告発の提訴に署名したり、議決に参加したりすることはできないものとする。

告発の提起は、少なくとも連邦議会に選出されたそれぞれの島の議員、又は署名することが認められた島の評議会議員の五分の二以上の署名を得なければならぬ。

投票は、提訴されてから早くとも三日後、遅くとも七日後に行われなければならない。

投票は公開制で、無記名とする。告訴は、連邦議会又は投票に参加することが認められた島の評議会を構成している議員の三分の一以上の賛成を得られた場合には、議決されたものとする。

第四〇条 連邦議会は、告訴の提起を審議しているときには、憲法第一二三条の適用によつて解散されることができないものとする。

島の評議会は、その評議会又は連邦議会が、告訴の提起を受けているときには、憲法第九条の適用によつて解散することはできないものとする。

その提訴が却下されたとき、又は司法高等法院の判決が出されたときに、憲法第九条及び第一二三条は、あらためて適用されるものとする。

第四一条 告訴は、直ちに検察官に通知されるものとする。司法高等法院は、提訴から一ヶ月の期間内に決定を下すものとする。

告訴が却下されると宣告された場合、又は被告訴人の罪状が認められなかつた場合には、告訴の提訴を議決した連邦議会又は評議会は、自動的に解散されるものとする。

被告訴人が有罪であると認められた場合には、その被告訴人は、自動的にその職務を解任され、司法高等法院の判決は、正当な処罰を通告するものとする。

司法高等法院の決定は、いかなる上訴も受けないものとする。

第四一条 裁判は、神の名において共和国全土にわたって施行されるものとする。

第四二条 司法機関の組織、機能及び運営は、次の原則に従い、連邦法で定められるものとする。

—裁判は、立法権及び行政権から独立である。

—共和国大統領は、裁判官の独立の守護者である。

—裁判所の聽問は、特定の場合を除いて、公開とする。

—何人も、恣意的に拘束されない。

—すべての被告人は、弁護のために必要な保障を定める訴訟手続が終了した後に有罪とされるまで、無罪の推定を受ける。

—何人も、ある行為がなされた後に制定された法律により、訴追され、捜査され、逮捕され、拘禁され、又は裁判を受けることはないものとする。

第五部 本憲法の停止及び改正

第四四条 連邦の憲法上の諸機関の規則的な機能が強制的に中断された場合には、それら諸機関に関する憲法の規定は中断され、それぞれの島は、その領土内において、従来は連邦共和国に付与されていた権限のすべてを一時的に行使するものとする。

第四五条 憲法改正の発案権は、共和国大統領、連邦議会議員の三分の一、及びそれぞれの島の知事に同時に属するものとする。

改正法案は、連邦議会によつて、投票者の三分の一以上の賛成をもつて議決されなければならない。

改正は、国民投票によつて、群島全体の中で、及び少なくとも三つの島の中で投票された票数の過半数によつて承認された場合に、最終的に決定されるものとする。

但し、共和国大統領は、改正法案が、島の評議会議員及び総会に結集した連邦議会議員によつて、その総会を構成する議員の三分の一以上の賛成を得て採択された場合には、当該法案を国民投票に付することなく、布告することを決定することができるものとする。

いかなる改正手続きも、それが群島の統一性を妨げる場合には、開始又は遂行することはできないものとする。

共和制、連邦制及びイスラム教としての国家の性格は、改正の対象とすることができないものとする。

第六部 暫定規定

第四六条 本憲法は、執政官によつて採択されたときは、人民議会の諮詢を求めた後に国民投票に付されるものとする。

本憲法は、群島全体の中で、及び少なくとも三つの島において行われた投票の過半数をもつて承認された場合に、承認されたものと見做される。

第四七条 本憲法によつて規定された諸制度は、公布のときから三ヶ月以内に実施されるものとする。

マオレ島においては、この三ヶ月の期間は、島の行政がコモロ共同体に復帰してから三ヶ月とする。

現行の諸官庁は、新しい官庁の設置まで、その機能を引き継ぎ行使するものとする。

諸制度の実施に必要な法的措置及びそれらが設置されるまでは、公的機関の運営に必要な措置は、執政官によって行われるものとし、これらの事項に関するその審議の結果は、法的効力を有するものとする。

共和国大統領の選挙までは、執政官の一人が、本憲法によつて共和国大統領に付託されている権限を遂行するものとする。

最高裁判所の成員の任命までは、憲法評議会の資格を有している最高裁判所の権限は、執政官によつて任命された八人の成員からなる憲法委員会によつて行使されるものとする。

第四八条 共和国大統領の第一回の選挙に際しては、それぞれの候補者は、各島からの二人を含む少なくとも八人の人民議會議員によつて推せんされなければならない。

第四九条 本法律は、コモロ連邦イスラム共和国憲法として施行されるものとする。